



UAゼンセン 安全衛生トピック

発行：UAゼンセン
労働条件局
(2025年5月1日)

2025年度標語 気付こう自分目線の思い込み、伝えよう相手目線の思いやり

5月度標語 いつもと違うと気付いたら 迷わず周りに報連相 あなたの気付きが職場を守る

UAゼンセン「2025労働環境総点検運動」

UAゼンセンでは7月第一週の「全国安全週間(厚生労働省)」に合わせ、毎年6月を「労働環境総点検運動月間」としています。UAゼンセン加盟組合においては、毎年複数件の重大災害が発生しています。組合員が従事する職場の安全・安心を確保するため、この運動期間内にすべての加盟組合は自ら事業場の安全管理体制と職場の安全衛生活動を必ず点検しましょう。そして、点検を通じて生じた課題や改善項目については、安全衛生委員会や労使協議会などを通じて労使で情報を共有し、計画的かつ確実に職場環境の改善を行うよう、取り組みを進めましょう。

「安全衛生活動実施計画」に基づく2025年度目標

安全衛生管理体制の整備に関して以下の2項目を目標とし、管理体制の改善に取り組みます。

目標① 50人未満の事業場において、安全衛生委員会を設置している組合の割合を70%以上にする。¹

※2024年度労働環境総点検運動の結果によると、回答組合(113組合)の63.4%で設置済。

目標② 安全衛生委員会に組合が推薦する委員が参画している組合の割合を100%にする。²

※2024年度労働環境総点検運動の結果によると、回答組合(804組合)の80.8%で参画済。

「労働環境総点検チェックリスト」による職場点検

「労働環境総点検チェックリスト」による点検活動は、各加盟組合が自組織の現状把握と課題抽出から取り組みの見直しを行うことに留まらず、業種や事業場規模などを背景とする課題も明らかにし、UAゼンセン全体の安全衛生水準を継続して高めていくことを目的としています。UAゼンセン労働条件集約システムにある「労働環境総点検チェックリスト」を活用し、職場の現状を点検しましょう。なお、**6月2日(月)より入力を開始し、8月1日(金)で入力を締め切ります。**

労働条件集約システム <http://uazensen.com/syuyaku/sys/login.php>

労働組合における安全衛生管理体制の構築

労働災害防止の取り組みを推進していくためには、労使が協力して職場の安全衛生活動に関わることが求められます。そのためには、労働組合組織内においても、安全衛生管理体制を整備することが必要不可欠になります。これから多くの加盟組合において、2026年度に向けた活動方針の議論が始まります。まずは、**定期大会議案書のなかに安全衛生活動に関わる「運動方針」への記載**はもとより、「**年間活動計画**」の策定にも併せて取り組んでいきましょう。

¹ 法律上、事業者は業種、事業場規模などによって安全委員会(常時使用する労働者が50人以上または100人以上)、衛生委員会(常時使用する労働者が50人以上)の設置を義務付けている。(労働安全衛生法第17条、第18条)
安全委員会と衛生委員会を合わせて安全衛生委員会として設置する場合は、常時使用する労働者が50人以上の事業場で設置を義務付けている。(労働安全衛生法第19条)
委員会の設置義務のない規模の事業場(常時使用する労働者が50人未満)でも、安全または衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けなければならない。(労働安全衛生規則第23条の2)

² 法律上、事業者は委員会メンバーの半数については、労働者の過半数で組織する労働組合の推薦に基づき指名しなければならない。(労働安全衛生法第17条、第18条、第19条)

2026年度 労働安全衛生標語 募集

安全で健康を第一とする職場は、最も基本的で最低限の労働条件のひとつです。安全衛生を最優先する職場風土を築き上げ、快適で働きやすい職場環境づくりを呼びかける標語を募集します。

- 表 彰 最優秀賞1点、優秀賞2点、佳作10点
(最優秀賞・優秀賞に1万円分、佳作に3千円分のQUOカードを進呈)
- 応募対象者 UAゼンセンの加盟組合員とご家族
- 応募方法 作品標語と組合名・支部名、氏名、連絡先を明記のうえ、Eメールまたは郵送にてご応募ください。
(おひとり1点の応募とさせていただきます)
- 応募期間 **6月2日(月)より応募を開始し、
8月1日(金)到着分まで有効です。**



あなたの職場の安全衛生フォトコンテスト

職場における安全と衛生に関する取り組みを写真で表現することを通じて、取り組みを見える化して共有することで安全衛生に関する意識を高めることを狙いとしています。また、応募作品を通じて職場における安全風土の構築に寄与することを目指していきます。加盟組合の仲間の参考となる作品を募集します。

- 応募対象者
UAゼンセンの加盟組合員
- 応募作品
「①安全 ②衛生」に関する取り組みをテーマにした写真
(スマホで撮影した写真可)
- 表 彰
最優秀賞2点、優秀賞2点 (①安全、②衛生に関する取り組み各1点ずつ)
(最優秀賞に1万円分、優秀賞に5千円分のQUOカードを進呈)
- 応募方法
作品名/取り組み内容の説明、組合名・支部名、氏名、連絡先を明記のうえ、
写真を添付(ファイル形式はJPG、PNG、TIF、BMP)し、Eメールで
ご応募ください。
なお、事業場ごとに1点の応募とさせていただきます。
- 応募期間
6月2日(月)より応募を開始し、8月1日(金)到着分まで有効です。

(例)



「キャビネットの整理整頓ヨシ!」



「熱中症対策は
水分補給を忘れない」

■UAゼンセンでは、安全衛生に関する各種資料をUAゼンセンホームページとメンバーズサイトにアップしています。各組合における安全衛生活動にご活用ください。

ホームページ「労働安全衛生」サイト https://uazensen.jp/roudou-kaizen-page/safety_and_health/
メンバーズサイト <https://members.uazensen.jp/visitor/honbu/index.cgi?i=2&j=18>

※「労働条件集約システム」「UAゼンセンメンバーズサイト」へのログインには加盟組合のIDとパスワードが必要です。
ご不明の場合はUAゼンセン情報システム局までお問い合わせください。

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

夏季は熱中症の発症が相次いでおり、職場においては重篤化による死亡事例もあることから、厚生労働省ではこの時期に予防キャンペーンを行っています。熱中症の多くは作業環境が原因で発症していることもあり、誰もが作業中にリスクを負う恐れがありますが、適切な対策を講じることで予防が可能です。労働組合としては、職場オルグなどにより作業環境と安全管理体制の把握に努めるとともに、4月の法改正内容を踏まえた職場における管理体制を構築し、必要に応じ安全衛生委員会において改善を求めていきましょう。

キャンペーン期間 2025年5月1日から9月30日まで（重点取組期間 2025年7月）

熱中症予防の具体的対策

1 作業環境管理

- (1) WBGT※の低減など
- (2) 休憩場所の整備など

2 作業管理

- (1) 作業時間の短縮など
- (2) 熱への順化
- (3) 水分・塩分の摂取
- (4) 服装など
- (5) プレクーリング



※暑さ指数(気温、湿度、日射、気流の4要素を総合的に評価する)

3 健康管理

- (1) 健康診断結果に基づく対応など
- (2) 日常の健康管理など
- (3) 労働者の健康状態の確認

4 労働衛生教育

- 「熱中症の症状」、「熱中症の予防方法」、
- 「緊急時の救急処置」、「熱中症の事例」

5 救急処置

- (1) 緊急連絡網の作成と周知
- (2) 措置方法の共有



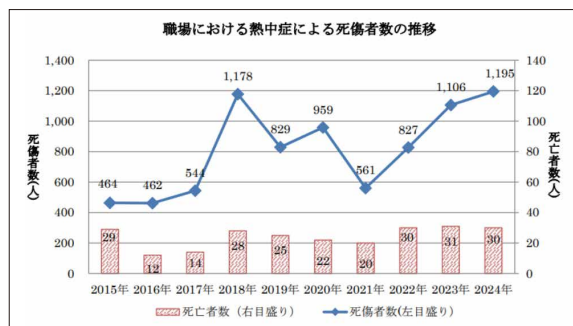
6 労働衛生管理体制の確立

軽度の症状でも適切な対処を迅速に

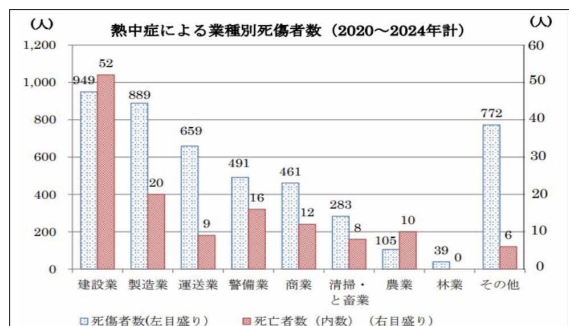
重症度	症状	職場での対処方法
軽度（分類Ⅰ） 熱失神・熱けいれん	立ちくらみ、めまい、失神 筋肉痛、筋肉の硬直 大量の発汗	涼しい場所への移動 体の冷却（扇風機、ミスト、氷嚢など） 水分・塩分補給
中度（分類Ⅱ） 熱疲労	脱水症状 頭痛、吐き気、倦怠感、虚脱感	自力で水分・塩分をとれない場合は、すぐに病院搬送
重度（分類Ⅲ） 熱射病	意識障害、ひきつけ、けいれん 高体温	病院搬送

月度では7月および8月、時間帯では14時から16時が鬼門

2024年に発生した職場での熱中症による死傷者数(死亡者及び休業4日以上業務上疾病者の数)は、前年より増加し、業種別では建設業、製造業、運送業の3業種で、2020～2024年の5年間の合計でみると半数以上を占めています。また、全体の8割が7月および8月に発生し、さらに、時間帯では14時から16時の間で多く発生していますが、日中の作業終了後に帰宅してから体調が悪化し、病院に搬送されるケースも散見されました。



職場における熱中症による死傷者数の推移



熱中症による業種別死傷者数(2019～2024年計)

資料出所:厚生労働省「2024年職場における熱中症による死傷災害の発生状況」

UAゼンセン加盟組合での重大災害発生状況 ※2025年4月末時点

死亡災害／重大災害				火災・爆発事故	
事故の型	件数	死亡者	負傷者	件数	負傷者
合計	13件	2名	11名	1件	0名
はさまれ／巻き込まれ	9件	0名	9名		
転落	1件	1名	0名		
崩壊・倒壊	1件	1名	0名		
転倒	1件	0名	1名		
有害物との接触	1件	0名	1名		

(注) 1 2024年9月19日から2025年4月30日までにUAゼンセン本部へ報告があったもの。 2 「火災・爆発事故」は死亡者のない事故の件数と負傷者数。

厚生労働省「労働災害発生状況」 ※2025年4月4日 現在

業種	2025年(1月～3月)		2024年(1月～3月)		対2024年比較	
	死傷者数(人)	構成比(%)	死傷者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減数(%)
全産業	22,158	100.0	21,655	100.0	503	2.3
製造業	4,513	20.4	4,548	21.0	-35	-0.8
鉱業	45	0.2	50	0.2	-5	-10.0
建設業	2,259	10.2	2,311	10.7	-52	-2.3
交通運輸事業陸上	628	2.8	570	2.6	58	10.2
貨物運送事業	2,866	12.9	2,840	13.1	26	0.9
港湾運送業	61	0.3	61	0.3	0	0.0
林業	234	1.1	256	1.2	-22	-8.6
農業、畜産・水産業	471	2.1	461	2.1	10	2.2
第三次産業	11,081	50.0	10,558	48.8	523	5.0

(第三次産業内訳)

第三次産業	11,081	100.0	10,558	100.0	523	5.0
商業	3,658	33.0	3,348	31.7	310	9.3
うち小売業	2,635	—	2,530	—	105	4.2
金融・広告	160	1.4	157	1.5	3	1.9
通信	525	4.7	550	5.2	-25	-4.5
保健衛生業	2,639	23.8	2,468	23.4	171	6.9
うち社会福祉施設	1,891	—	1,834	—	57	3.1
接客・娯楽	1,583	14.3	1,469	13.9	114	7.8
うち飲食店	828	—	829	—	-1	-0.1
清掃・と畜	1,196	10.8	1,242	11.8	-46	-3.7
警備業	410	3.7	333	3.2	77	23.1
その他	910	8.2	991	9.4	-81	-8.2

(注) 1 2025年1月1日から2025年3月31日までに発生した労働災害について、2025年4月4日までに報告があったものを集計したもの。
2 「—」は減少を示す。
3 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送事業と陸上貨物取扱業の合計値。
4 「第三次産業」については別掲。
5 新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いたもの。

5月の安全衛生行事

1日～9月30日	STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン(厚生労働省、中央労働災害防止協会)
31日～6月6日	禁煙週間(厚生労働省)